

『公的年金制度に関する世論調査(平成15年2月 内閣府)の概要 (抜粋)』

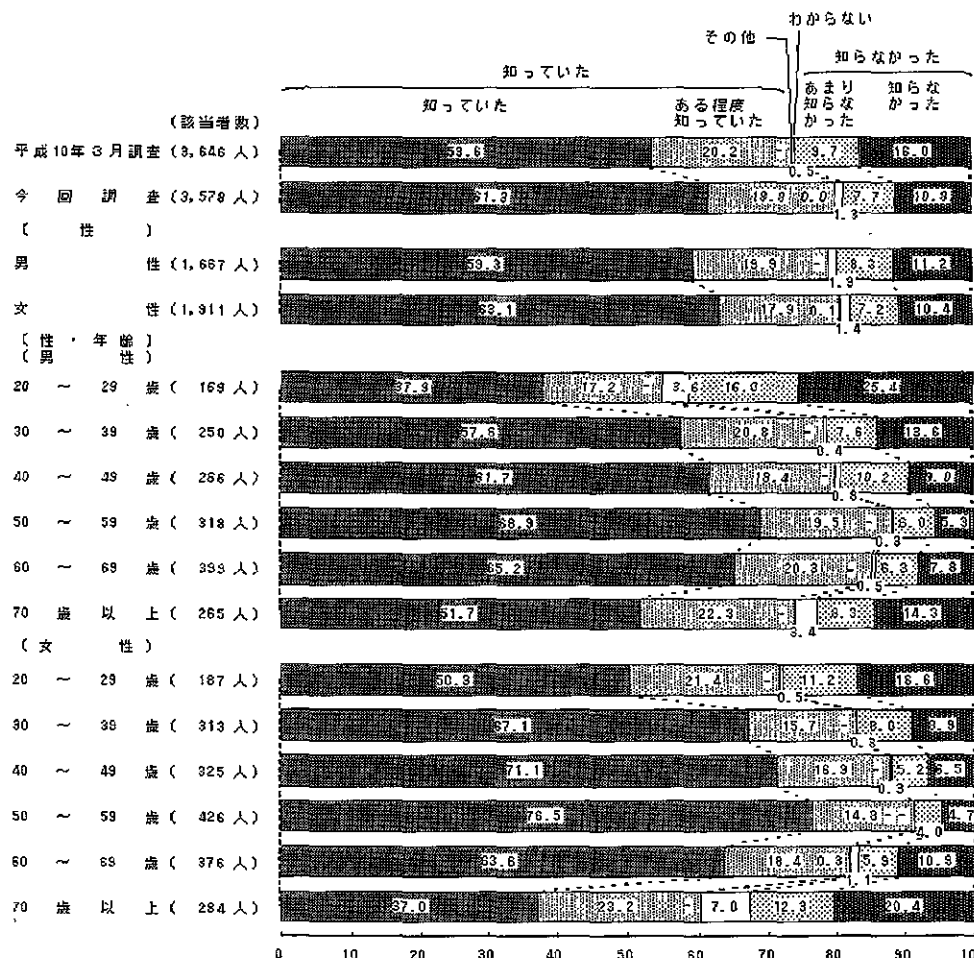
6 第3号被保険者制度について

(1) 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度

サラリーマン家庭の専業主婦等は、現在の制度においては、国民年金の保険料を負担する必要はなく、その配偶者が加入する厚生年金や共済年金からの負担により、老後等に国民年金(基礎年金)が給付される仕組みとなっているが、このことを知っていたか

図16 専業主婦等の年金保険料の負担についての周知度

	平成10年3月		平成15年2月	
・知っていた	73.8%	→	80.1%	(増)
知っていた	53.6%	→	61.3%	(増)
ある程度知っていた	20.2%	→	18.8%	
・知らなかった	25.7%	→	18.5%	(減)
あまり知らなかった	9.7%	→	7.7%	(減)
知らなかった	16.0%	→	10.8%	(減)

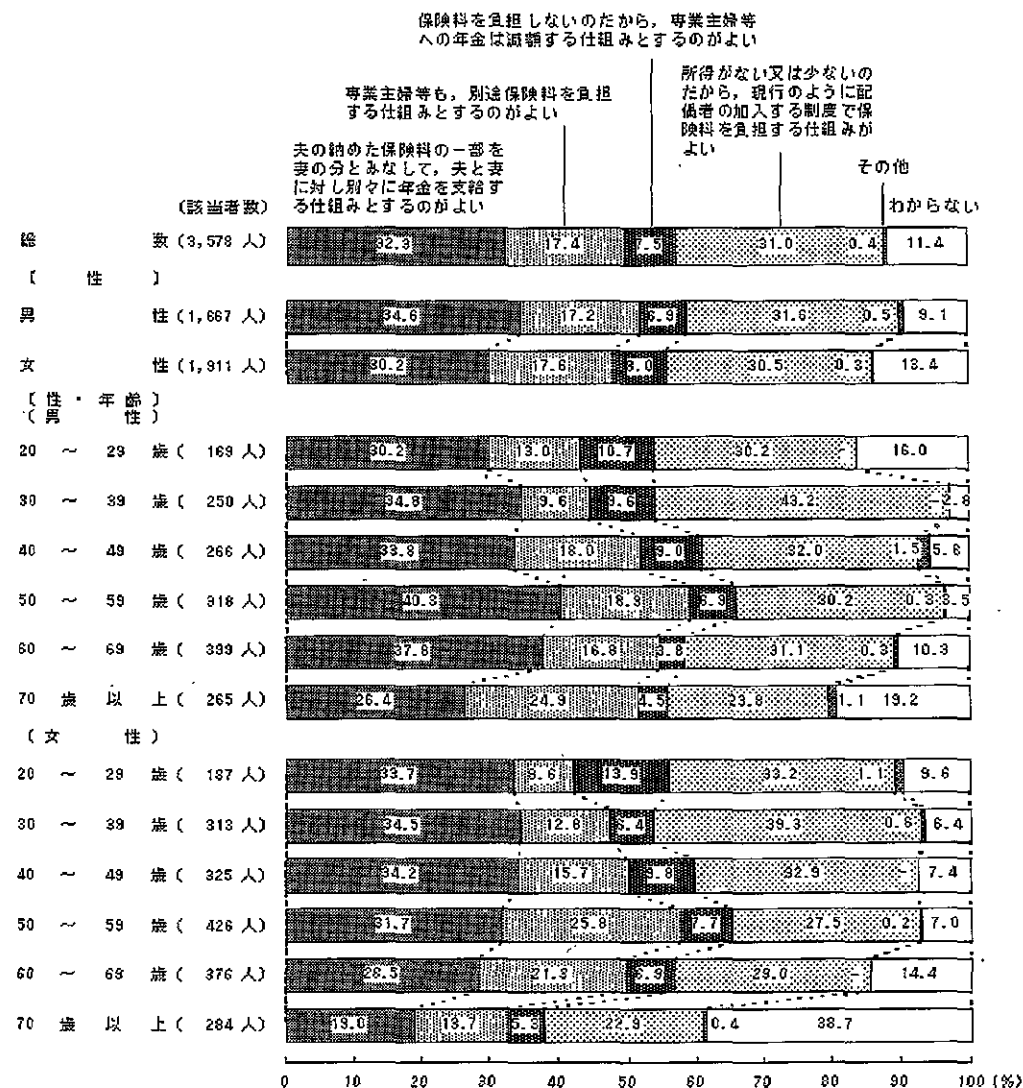


(2) 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

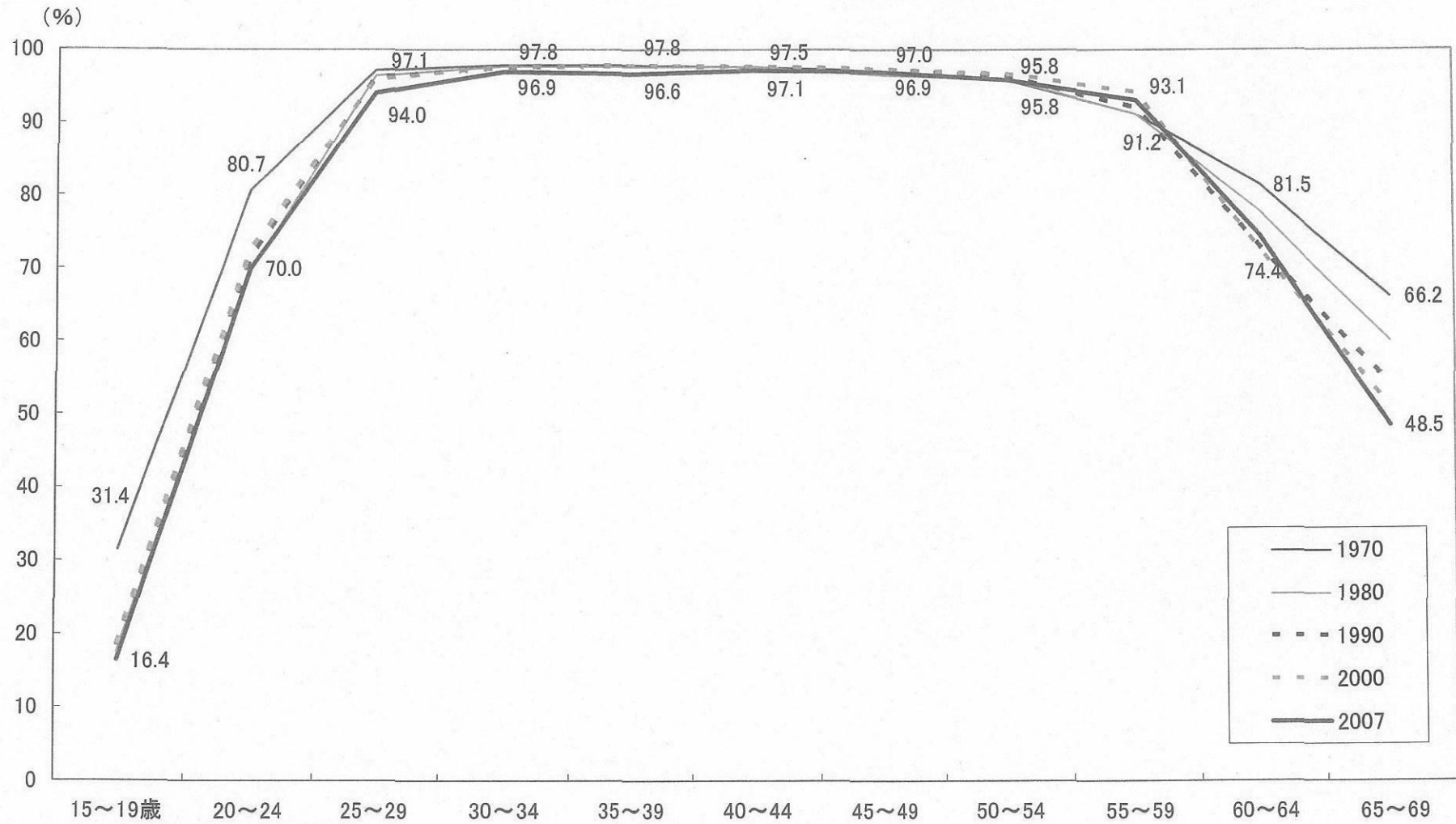
専業主婦等の年金の給付と負担のあり方について、どのように考えるか

図17 専業主婦等の年金保険料の負担についての考え方

	平成15年2月
・夫の納めた保険料の一部を妻の分とみなして、夫と妻に対し別々に年金を支給する仕組みとするのがよい	32.3%
・専業主婦等も、別途保険料を負担する仕組みとするのがよい	17.4%
・保険料を負担しないのだから、専業主婦等への年金は減額する仕組みとするのがよい	7.5%
・所得がない又は少ないのだから、現行のように配偶者の加入する制度で保険料を負担する仕組みがよい	31.0%



年齢階級別にみた労働力率の推移(男)



(注) 「労働力調査」(総務省統計局)

※ 数値は、1970年と2007年のものを表示している。